

ガラス製温度計をご利用の皆さまへ

ガラス製水銀温度計は現在も、今後も使用できます。

17組 第10号通巻1322号
平成29年6月12日
日本硝子計量器工業協同組合



水銀に関する水俣条約とは、水銀の一時採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌へ放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を求める条約です。2013年(平成25年)10月に熊本県で開催された外交会議で、採択署名が行われました。

そして2015年(平成27年)6月に水銀による環境汚染の防止に関する法律が可決成立しています。

私ども組合員は、この法律で規制の対象になるガラス製水銀温度計(以下水銀温度計)の製造販売をしています。そして、この法律により2020年(平成32年)末から製造、販売に関しての適用を受けることとなります。

まず皆様にご理解いただきたいことは、現在ご利用の、水銀温度計は、現在もまた2020年以降についても問題なくご利用いただけます。

2020年以降は製造について一定の条件のもと、事業者は製造申請、許可を受け対応することになります。

但し、研究、計測器の校正及び参照を目的とする製品、非電気式で高精密度の測定に使用されるものは除外として従前とおりに製造することができます。

また目量などにより適応除外に該当する水銀温度計も従前とおりに製造することが出来ます。

具体的には、

- ① 計ることできる最高温度が300℃以下であって、目量が0.5℃以下のもの
- ② 計ることできる最高温度が300℃を超え500℃以下のものであって、目量が2℃以下のもの
(③に該当するものを除く)
- ③ 塩酸、硫酸その他腐食性の高い薬品の温度を計ることできるものであって、計ることできる最高温度が200℃を超え500℃以下のもののうち、目量が2℃以下のもの

また廃棄については、適正な方法での廃棄をお願い致します。私ども組合員の製品でしたら組合事務局までお問い合わせいただきたくお願い致します。

最後に、ガラス製温度計の優れたことをご紹介します。

ガラス製温度計は感温部から温度の指示部まですべてを確認することが出来ます。このことは温度計測における示度の確認をすることができる構造です。つまり、温度計に不具合があればすぐに確認することができる構造です。

一方、感温部と表示部がある温度計ではその示度の確認は他の温度計ですることになります。つまり、その温度計そのものが正しく表示されているかの確認はその温度計では確認のしようがありません。

是非皆様のご理解の基、ガラス製温度計のご利用されることをお願い致します。

そして、水銀温度計のご利用にあたり、水俣条約のご理解を改めて、お願い申し上げます。

組合員名(アイウエオ順)

(有)アサヒ計量器製作所	(有)石原温度計製作所	(株)クレセル	(有)滋賀計量器製作所
大明製作所	(株)東京百木製作所	(株)東亜計器製作所	東亜サーモメーター(株)
日本計器(株)	日本計量器工業(株)	(株)久松計量器製作所	(有)平尾計量器製作所
(有)三井計量器製作所	(株)明治計量器製作所	山崎計器(株)	(株)山崎計量器製作所
(株)横田計器製作所	(株)吉野計測	(株)渡部計器製作所	(株)ワールド計量器